



2026年1月29日

各 位

会 社 名 株式会社 関 電 工
代 表 者 名 取締役社長 田母神 博文
(コード番号1942 東証プライム市場)
問 合 せ 先 IR・広報室長 野本 隆史
(T E L 03-5476-2111)

株式の売出しに関するお知らせ

当社は、2026年1月29日開催の取締役会において、当社普通株式の売出し（以下「本売出し」という。）に関し、下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

当社は、「人間第一」の社是のもと、電力設備を始め建築設備、情報通信設備の分野において、創立以来培ってきた技術・ノウハウ、工法を駆使し、企画から設計、施工、メンテナンス及びその後のリニューアルまで、一貫したエンジニアリング事業に取り組んでまいりました。

当社は、創立100周年を迎える2044年に向け、『社会を支える“100年企業”へ』を経営ビジョンとして掲げ、主力事業である建築設備と社会インフラ設備の融合を通して安全で快適なまちづくりに貢献し、社会やお客様にとって高い価値を提供することのできる「グリーンイノベーション企業」を目指しております。その実現に向けて、2024年4月、2030年度の中期目標「Milestone2030」及び「2024-2026年度 関電工グループ中期経営計画」（以下「中期経営計画」という。）を策定いたしました。

2024年度には旺盛な民間建設投資を背景に戦略的な営業活動に取り組むとともに、全社を挙げた生産性向上の取り組みを推し進めた結果、過去最高業績を更新し、中期経営計画の最終年度である2026年度業績目標を2年前倒しで達成いたしました。これに伴い、2025年4月には中期経営計画に掲げる数値目標を上方修正したところであります。

引き続き、中期経営計画で推し進める基盤事業の深化とM&Aを始めとする事業領域の拡大に向けた積極的な成長投資を通じて、中長期的な企業価値の向上を目指してまいります。

また、当社は2025年4月に資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応方針を公表しており、資本効率向上を通じた企業価値向上や、さらなる成長に向けて、望ましい資本関係の在り方について、主要株主である東京電力パワーグリッド株式会社との継続的な対話を重ねてまいりました。

その結果、この度、東京電力パワーグリッド株式会社との間で当社株式の保有比率を33.4%程度（下記＜ご参考＞2.に記載のグリーンシューオプションが全て行使された場合）まで引き下げることが双方にとって最適であるという合意に至りました。当該株式売却の手法を検討した結果、当社株式の円滑な売却機会を提供しながら、当社が主体となって株主構成の再構築を図ることが可能である本売出しの実施が最適であると決定をしております。

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社普通株式の売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出自目論見書及びその訂正事項分をご覧いただいいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願ひいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧説ではありません。当社普通株式は、1933年米国証券法（改正を含み、以下「米国証券法」という。）に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、米国においては、米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

本売出しの実施により、経営の機動性をさらに高めることに加え、株主層の拡大及び多様化を実現することで当社株式の流動性の向上を図りつつ、いわゆるオーバーハング懸念の払拭といった投資家の皆様の声にも対応してまいります。本売出し後も、電力の安定供給を守るという社会的使命の達成に向けて、東京電力パワーグリッド株式会社及び東京電力パワーグリッド株式会社の持株会社である東京電力ホールディングス株式会社と引き続き緊密に連携しながら企業価値の向上を目指してまいります。

併せて、当社は、株主還元の強化と資本効率の向上を図るとともに、本売出しに伴う当社株式需給への影響を緩和する観点から、取得価額の総額300億円及び取得株式の総数7,500,000株をそれぞれ上限とし、2026年2月2日(月)から2026年2月6日(金)までの期間を取得期間とする自己株式の取得に関する事項を本日決議しております。当該自己株式の取得の詳細は、本日公表の「自己株式取得に係る事項の決定に関するお知らせ(会社法第165条第2項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得)」をご参照ください。

記

1. 株式売出し(引受人の買取引受による売出し)

(1) 売出株式の種類及び数	当社普通株式 22,771,400株 なお、当社は2026年1月29日(木)開催の取締役会において、自己株式(当社普通株式)の取得に関する事項を決議しており、2026年2月2日(月)から2026年2月6日(金)までの期間において、自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)による自己株式の取得を実施する場合がある。今後、当社が当該決議に基づきToSTNeT-3による自己株式の取得を決定した場合、下記(2)に記載の売出人が当該自己株式の取得に応じて、その保有する当社普通株式の一部を売却する可能性がある。かかる場合、上記売出株式数が減少することがある。
(2) 売出人	東京電力パワーグリッド株式会社
(3) 売出価格	未定(日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、2026年2月16日(月)から2026年2月19日(木)までの間のいずれかの日(以下「売出価格等決定日」という。)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値)に0.90~1.00を乗じた価格(1円未満端数切捨て)を仮条件として、需要状況等を勘案した上で、売出価格等決定日に決定される。)
(4) 売出方法	野村證券株式会社、みずほ証券株式会社及びSMB日興証券株式会社を共同主幹事会社とする引受団(以下「引受人」と総称する。)に全株式を買取引受けさせた上で売出す。 売出しにおける引受人の対価は、売出価格から引受人より売出人に支払われる金額である引受価額を差し引いた額の総額とする。 引受人の買取引受による売出しの売出株式の一部につき、欧州及

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社普通株式の売出しに関する一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出自目論見書及びその訂正事項分をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧説ではありません。当社普通株式は、1933年米国証券法(改正を含み、以下「米国証券法」という。)に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、米国においては、米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

びアジアを中心とする海外市場（ただし、米国及びカナダを除く。）の海外投資家に対して販売されることがある。

- (5) 申込期間 売出価格等決定日の翌営業日から売出価格等決定日の2営業日後の日まで
- (6) 受渡期日 売出価格等決定日の5営業日後の日
- (7) 申込証拠金 1株につき売出価格と同一の金額とする。
- (8) 申込株数単位 100株
- (9) 売出価格、その他引受人の買取引受による売出しに必要な一切の事項の承認については、取締役社長田母神 博文に一任する。

2. 株式売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（下記<ご参考>2. を参照のこと。）

- (1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 3,415,600株
なお、上記売出株式数は上限を示したものである。需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合がある。売出株式数は、需要状況等を勘案した上で、売出価格等決定日に決定される。
また、当該需要状況等による減少とは別に、上記1.(1)に記載の自己株式の取得に伴い、引受人の買取引受による売出しの売出株式数が減少した場合、併せてオーバーアロットメントによる売出しの売出株式数も減少することがある。
- (2) 売出人 野村證券株式会社
- (3) 売出価格 未定（売出価格等決定日に決定される。なお、売出価格は引受人の買取引受による売出しにおける売出価格と同一とする。）
- (4) 売出方法 引受人の買取引受による売出しの需要状況等を勘案した上で、野村證券株式会社が当社株主である東京電力パワーグリッド株式会社（以下「貸株人」という。）から3,415,600株を上限として借り入れる当社普通株式の売出しを行う。
- (5) 申込期間 引受人の買取引受による売出しにおける申込期間と同一とする。
- (6) 受渡期日 引受人の買取引受による売出しにおける受渡期日と同一とする。
- (7) 申込証拠金 1株につき売出価格と同一の金額とする。
- (8) 申込株数単位 100株
- (9) 売出価格、その他オーバーアロットメントによる売出しに必要な一切の事項の承認については、取締役社長田母神 博文に一任する。

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社普通株式の売出しに関する一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出自目論見書及びその訂正事項分をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧説ではありません。当社普通株式は、1933年米国証券法（改正を含み、以下「米国証券法」という。）に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、米国においては、米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

<ご参考>

1. 株式売出しの目的

本プレスリリースの冒頭に記載のとおりです。

2. オーバーアロットメントによる売出し等について

オーバーアロットメントによる売出しは、引受人の買取引受による売出しにあたり、その需要状況等を勘案した上で、引受人の買取引受による売出しの事務主幹事会社である野村證券株式会社が貸株人から 3,415,600 株を上限として借入れる当社普通株式の売出しがあります。オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は、3,415,600 株を予定しておりますが、当該売出株式数は上限の売出株式数であり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。また、当該需要状況等による減少とは別に、前記「1. 株式売出し（引受人の買取引受による売出し）（1）売出株式の種類及び数」に記載の自己株式の取得に伴い、引受人の買取引受による売出しの売出株式数が減少した場合、併せてオーバーアロットメントによる売出しの売出株式数も減少することがあります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われる場合、野村證券株式会社は、引受人の買取引受による売出しの対象となる株式とは別に、オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数を上限として追加的に当社普通株式を取得する権利（以下「グリーンシューオプション」という。）を、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの受渡期日から 2026 年 3 月 19 日（木）までの間を行使期間として貸株人から付与されます。

また、野村證券株式会社は、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から 2026 年 3 月 19 日（木）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、貸株人から借入れた株式（以下「借入れ株式」という。）の返却を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。野村證券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返却に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、野村證券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

更に、野村證券株式会社は、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により取得した当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返却に充当することができます。

上記のとおりシンジケートカバー取引及び安定操作取引により取得して返却に充当後の残余の借入れ株式は、野村證券株式会社がグリーンシューオプションを行使することにより返却されます。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出株式数については、売出価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、野村證券株式会社による貸株人からの当社普通株式の借入れ、貸株人から野村證券株式会社へのグリーンシューオプションの付与及び株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引は行われません。

上記記載の取引に関し、野村證券株式会社はみずほ証券株式会社及び SMB C 日興証券株式会社と協議の上、これらを行います。

ご注意： この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社普通株式の売出しに関する一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出自目論見書及びその訂正事項分をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願ひいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。当社普通株式は、1933 年米国証券法（改正を含み、以下「米国証券法」という。）に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、米国においては、米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

3. ロックアップについて

引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人である東京電力パワーグリッド株式会社は共同主幹事会社に対し、売出価格等決定日に始まり、引受人の買取引受による売出しの受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、共同主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却等（ただし、引受人の買取引受による売出し等を除く。）を行わない旨合意しております。

また、当社は共同主幹事会社に対し、ロックアップ期間中、共同主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換若しくは交換されうる有価証券の発行又は当社株式を取得若しくは受領する権利を表章する有価証券の発行等（ただし、株式分割による新株式発行等を除く。）を行わない旨合意しております。

上記のいずれの場合においても、共同主幹事会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部又は全部につき解除できる権限を有しております。

以上

ご注意： この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社普通株式の売出しに関する一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出自目論見書及びその訂正事項分をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧説ではありません。当社普通株式は、1933年米国証券法（改正を含み、以下「米国証券法」という。）に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、米国においては、米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。